

基本チェックリストって 何を聞かれるの？

●基本チェックリストとは、25の質問事項で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。運動や栄養、閉じこもり、もの忘れなどに関する質問で、生活機能の低下が見られた人は、「事業対象者」と判定されます。

- 【質問の1例】
- ▶バスや電車に乗って1人で外出していますか？
 - ▶転倒に対する不安は大きいですか？
 - ▶今日が何月何日か分らないときがありますか？
 - ▶口の渇きが気になりますか？
 - ▶毎日の生活に充実感がありますか？

※チェックは「はい」「いいえ」で答えられる簡単なものなので、気になる人はぜひ「基本チェックリスト」で自分の状態を確認してみてください。



利用したいときはどうすれば？

●地域包括支援センター「寄って飽く、介護支援課」にご相談ください。また、自宅に訪問して直接ご説明することもできます。要支援・要介護認定は申請から判定まで1か月程度かかりますが、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業は、迅速な利用が可能です。



※申請には黄色の介護保険証のほか、印鑑が必要になります。忘れずにお持ちください。



元気な人も、介護が必要な人も、総合事業を利用して地域で自分らしく、自立した生活を続けましょう！

予防・生活支援サービスに変わります。

訪問介護・通所介護サービスが、一人ひとりの状態に合わせた介護

また、介護予防サービス（要支援認定の人向けのサービス）の中

受けなくとも介護予防事業を利用できるようになります。

活を送るための支援などを目的としているので、介護保険の認定を

です。高齢者が安心して自立した日常生活

のすべての人を対象とした介護予防事業

介護サービスとは違い、65歳以上

介護・要支援の人たちを対象とした

総合事業が始まります。この「新

事業（介護予防・日常生活支援総

平成28年4月から「新しい総合

平成28年度から始まる、新たなサービスについて

NEW

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、基本チェックリストなどで生活機能の低下が見られる人などが利用できるサービスで、訪問型・通所型の2つに分かれます。

訪問型サービス

あなたのお宅に訪問し、自分ではできない日常生活上の行為を支援します。



- (例)
- ▶掃除、洗濯、買物などの家事
 - ▶入浴や排泄などの生活行為

通所型サービス

あなたが施設に通い、心身両面からの機能向上の支援をします。



- (例)
- ▶運動機能の向上のための支援、食事や入浴などの日常生活上の支援
 - ▶閉じこもり予防などのレクリエーションや運動

一般介護予防事業

65歳以上すべての人が対象です。生きがいの活動やボランティア活動、就労を通して、いつまでも自分らしく自立した生活を送るための事業です。地域活動や趣味活動など、それぞれにあった活動を紹介します。



東生寺区で開かれている生き生き音楽隊での1コマ▶

(利用までの流れ)

① 地域包括支援センター、介護支援課にご相談ください。
※お話をしなくても、介護予防や支援の方法を決めていきます。

②-1 要介護・要支援の認定をします。
②-2 NEW 基本チェックリストで生活機能の確認をします。
見下がり生活機能の低下が認められた人

要支援1~2の人 (支援の内容により分類)



新しい総合事業がはじまります

介護予防

元気な人も、介護が必要な人も

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすために

問い合わせ
介護支援課 02-1150-9422

〒115-0042 東京都荒川区西日暮里5-1-15